

令和 2 年 度 福島県任期付職員（訟務・法令）採用選考試験 受 験 案 内

福島県

※ 東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生事業に係る法的課題に対する助言・指導等を行うほか、条例・規則等の制定、改正等に係る法制上の助言・指導等の業務等に対応するため、法曹有資格者の任期付職員を募集します。

【受付期間】

令和 2 年 8 月 24 日（月）～9 月 25 日（金）消印有効

【試験日及び試験会場】

令和 2 年 10 月 9 日（金） 福島県庁本庁舎

【任期】

令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日

1. 採用職種、採用予定人員、職位及び職務内容

| 採用職種 | 採用予定人員 | 職位 | 職務内容 |
|-----------------|--------|-------|---|
| 行政事務 （訟務・法令） | 1 名 | 課長相当職 | 東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生事業に係る法的課題に対する助言・指導等を行うほか、条例・規則等の制定、改正等に係る法制上の助言・指導等の業務 |

2. 受験資格

次のすべての要件を満たす者

- (1) 昭和 4 5 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (2) 司法修習生の修習を終えた者
- (3) 令和 2 年 3 月 3 1 日現在で、法曹有資格者として訴訟指揮又は訴訟活動に関する実務経験を 2 年以上有する者

※ ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験（面接審査）日時、試験場及び合格者発表

| 日 時 | 試験場 | 合格者発表日 |
|--|---|---------------|
| 令和2年10月9日（金） ※ 受付：13時～13時30分 上記時間までに県庁本庁舎2階 総務課分室に集合のこと | ○ 福島県庁本庁舎2階 第二特別委員会室 （福島市杉妻町2-16） | 令和2年10月16日（金） |

※ 合格者発表は、福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、文書で可否を通知します（履歴書の現住所欄に記載された住所へ送付します）。

また、福島県総務部人事課のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>

（サイト内の新着情報をご覧ください。）

4. 選考方法

| 試験種目 | 試験内容 |
|------|--|
| 書類審査 | 提出された書類に基づき、受験資格に合致した要件を具備しているか、採用職種に相応しい経歴かなどについて審査します。 |
| 面接審査 | 公務員としての適格性、職務遂行能力等をみるために個別面接を行います。 |

5. 受験手続

下記(1)の書類に必要事項を記入し、下記(3)の申込先に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込（任期付）」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。

また、受付後、特に受験票等の送付は行いません。受験番号については、試験当日の会場受付にてお知らせします。

(1) 提出書類

①履歴書

②実務経験経歴書（1）、（2）

③司法修習修了証の写し

※ ①②については、様式指定（福島県総務部人事課のホームページから入手できます）

(2) 受付期間

令和2年8月24日（月）～令和2年9月25日（金）

○ 郵便による場合は、令和2年9月25日（金）の通信日付印（消印）のあるものまで受け付けます。

○ 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

○ 受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

※ 土日祝日は受付していません。

(3) 受験申込先及び問い合わせ先

福島県総務部総務課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL(024)521-7025

6. 給与、勤務時間及び任用期間

- (1) 給料月額は、484,000円～547,000円の範囲内において、法曹資格取得後の経験年数等を考慮の上、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の規定に基づき支給されます（年収では約760万円～860万円）。（令和2年4月現在）
- (2) (1)の年収には期末手当（年間約3.35か月分）が含まれます。このほか、通勤手当等がそれぞれの要件により支給されます。なお、昇給はありません。
- (3) 採用後も弁護士登録を維持することは可能ですが、その場合、任用期間中の弁護士会会費等は、県では負担しません。
- (4) 勤務時間については、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。
- (5) 任用期間は、2年間です（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
※ 採用された日から5年以内の範囲内で任期を延長する場合があります。

7. 試験結果の開示

この試験の結果については、福島県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

| 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|----------|------------------|--|
| 総合得点及び順位 | 合格者発表日から 1か月間 | 福島市杉妻町2-16 福島県総務部人事課 (福島県庁本庁舎2階) |

8. その他

- (1) この受験案内及び提出用紙は、福島県総務部人事課のホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>）から入手できます。
- (2) 障がい等により受験に際し配慮を希望する場合は、申込期間内に福島県総務部総務課（TEL: (024)521-7025）まで御連絡ください。
- (3) 試験会場までのアクセス



福島県庁本庁舎